

通報手続

1. 人の感染症

次に掲げる者を確認した場合は、可能な限り早期に通報する。

- ・ 次の 1 から 66 に掲げる疾病の患者
- ・ 次の 1 から 7、9、11、12、13、64 及び 65 に掲げる疾病の疑似症患者（64 及び 65 の疾病については患者が当該疾病にかかっているという十分な理由のある場合に限る。）
- ・ 次の 1 から 61、64、65 及び 66 に掲げる疾病の無症状病原体保有者
- ・ 次の 67 に掲げる疾病にかかっていると疑われる者

1. エボラ出血熱
2. クリミア・コンゴ出血熱
3. 痘そう
4. 南米出血熱
5. ペスト
6. マールブルグ病
7. ラッサ熱
8. 急性灰白髄炎
9. 結核
10. ジフテリア
11. 重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)
12. 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。)
13. 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 及び H7N9 であるものに限る。)
14. コレラ
15. 細菌性赤痢
16. 腸管出血性大腸菌感染症
17. 腸チフス
18. パラチフス
19. E 型肝炎
20. A 型肝炎
21. 黄熱
22. Q 熱
23. 狂犬病
24. 炭疽(そ)
25. 鳥インフルエンザ(13. を除く。)
26. ボツリヌス症
27. マラリア
28. 野兎(と)病
29. ウエストナイル熱
30. エキノコックス症

(仮訳)

31. オウム病
32. オムスク出血熱
33. 回帰熱
34. キャサヌル森林病
35. コクシジオイデス症
36. サル痘
37. 重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)
38. 腎 (じん) 症候性出血熱
39. 西部ウマ脳炎
40. ダニ媒介脳炎
41. チクングニア熱
42. つつが虫病
43. デング熱
44. 東部ウマ脳炎
45. ニパウイルス感染症
46. 日本紅斑 (はん) 熱
47. 日本脳炎
48. ハンタウイルス肺症候群
49. Bウイルス病
50. 鼻疽 (そ)
51. ブルセラ症
52. ベネズエラウマ脳炎
53. ヘンドラウイルス感染症
54. 発しんチフス
55. ライム病
56. リッサウイルス感染症
57. リフトバレー熱
58. 類鼻疽 (そ)
59. レジオネラ症
60. レプトスピラ症
61. ロッキー山紅斑 (はん) 熱
62. 侵襲性髄膜炎菌感染症
63. 麻しん
64. 新型インフルエンザ¹
65. 再興型インフルエンザ²

¹ 新型インフルエンザとは、以下の全ての特徴を有するものをいう。新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするもの。一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。

² 再興型インフルエンザとは、以下の全ての特徴を有するものをいう。かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているもの。一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する

(仮訳)

66. 指定感染症³

67. 新感染症⁴

2. 動物の感染症

次に掲げる動物に、次に掲げる疾病への感染が確認され、又は疑われる場合は、可能な限り早期に通報する。

1. エボラ出血熱 (サル)
2. マールブルグ病 (サル)
3. ペスト (プレーリードッグ)
4. 重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。) (イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン)
5. 細菌性赤痢 (サル)
6. ウエストナイル熱 (鳥類)
7. エキノコックス症 (犬)
8. 結核 (サル)
9. 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 及び H7N9 であるものに限る。) (鳥類)
10. 新型インフルエンザ (鳥類)
11. 再興型インフルエンザ (鳥類)
12. 狂犬病 (犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク)
13. 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。) (ヒトコブラクダ)

免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。

³ 指定感染症とは、既に知られている感染性の疾病 (上記リストの 1 から 65 に掲げる疾病を除く。) であって、以下の全ての特徴を有するものをいう。国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。

⁴ 新感染症とは、以下の全ての特徴を有するものをいう。人から人に伝染するもの。既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもの。当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であるもの。当該疾病のまん延により人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。